

統計法第33条の2第1項の規定による調査票情報の提供範囲についての整理表

資料3

種別	高等教育機関																				公益法人(公益社団法人又は公益財団法人)				
	大学					高等専門学校					専修学校(専門課程)					公益法人(公益社団法人又は公益財団法人)									
名称	組織					教員					組織					教員					組織				
	本組織	共同研究	委託	補助(公募)	本人	共同研究	本組織	共同研究	委託	補助(公募)	本人	共同研究	本組織	共同研究	委託	補助(公募)	本人	共同研究	本組織	共同研究	委託	補助(公募)			
○申請主体	大学	大学(共同研究先)	委託先	補助(公募)先	教員	教員(共同研究先)	高等専門学校	高等専門学校(共同研究先)	委託先	補助(公募)先	教員	教員(共同研究先)	専修学校(専門課程)	専修学校(専門課程)(共同研究先)	委託先	補助(公募)先	教員	教員(共同研究先)	公益法人	公益法人(共同研究先)	委託先	補助(公募)先			
△調査票情報の提供を受ける者以外で調査票情報の取扱いに関する業務の受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者	情報の取扱い受託者			
●提供の範囲としてポジで書き得るもの①(学術研究の発展に資する判断として形式的判断が可能)	・大学組織として判断	・大学組織として判断	・大学組織として判断して委託	・大学組織として判断して補助	・個人の研究者として判断	・個人の研究者として判断	・高等専門学校組織として判断	・高等専門学校組織として判断	・高等専門学校組織として判断して委託	・高等専門学校組織として判断して補助	・個人の研究者として判断	・個人の研究者として判断	・専修学校(専門課程)組織として判断	・専修学校(専門課程)組織として判断	・専修学校(専門課程)組織として判断して委託	・専修学校(専門課程)組織として判断して補助	・個人の研究者として判断	・個人の研究者として判断	・公益法人組織として判断	・公益法人組織として判断	・公益法人組織として判断して委託	・公益法人組織として判断して補助			
●提供の範囲としてポジで書き得るもの②(学術研究の発展に資する判断がある程度可能)	-	-	-	-	<組織としての裏書きがある場合> ・本務として所属する大学の倫理委員会の審査を経ていること ・本務として所属する大学の学長又は学部長の認証 ・共同研究全体について関係大学等の裏書き	<組織としての裏書きがある場合> ・本務として所属する大学の倫理委員会の審査を経ていること ・本務として所属する大学の学長又は学部長の認証 ・共同研究全体について関係大学等の裏書き	-	-	-	-	<組織としての裏書きがある場合> ・本務として所属する高等専門学校の倫理委員会の審査を経ていること ・本務として所属する高等専門学校の校長の認証 ・共同研究全体について関係大学等の裏書き	<組織としての裏書きがある場合> ・本務として所属する高等専門学校の倫理委員会の審査を経ていること ・本務として所属する高等専門学校の校長の認証 ・共同研究全体について関係大学等の裏書き	-	-	-	-	<組織としての裏書きがある場合> ・本務として所属する専修学校の倫理委員会の審査を経ていること ・本務として所属する専修学校の校長の認証 ・共同研究全体について関係大学等の裏書き	<組織としての裏書きがある場合> ・本務として所属する専修学校の倫理委員会の審査を経ていること ・本務として所属する専修学校の校長の認証 ・共同研究全体について関係大学等の裏書き	-	-	-	-			
●提供の範囲としてポジで書くことが難しいもの(学術研究の発展に資する実質的判断が必要)	-	-	-	-	<組織としての裏書きがない場合> ・本人が自らの研究が学術研究の発展に資することを証明(例:査読付きの論文等実績の証明、実績のある大学教授による認証等)	<組織としての裏書きがない場合> ・本人又は共同研究者が自らの研究が学術研究の発展に資することを証明(例:査読付きの論文等実績の証明、実績のある大学教授による認証等)	-	-	-	-	<組織としての裏書きがない場合> ・本人又は共同研究者が自らの研究が学術研究の発展に資することを証明(例:査読付きの論文等実績の証明、実績のある大学教授による認証等)	<組織としての裏書きがない場合> ・本人又は共同研究者が自らの研究が学術研究の発展に資することを証明(例:査読付きの論文等実績の証明、実績のある大学教授による認証等)	-	-	-	-	<組織としての裏書きがない場合> ・本人又は共同研究者が自らの研究が学術研究の発展に資することを証明(例:査読付きの論文等実績の証明、実績のある大学教授による認証等)	<組織としての裏書きがない場合> ・本人又は共同研究者が自らの研究が学術研究の発展に資することを証明(例:査読付きの論文等実績の証明、実績のある大学教授による認証等)	-	-	-	-			
※二次的利用(オーダーメード集計、匿名データの提供)の実績	あり					なし					なし					あり									
☆適正管理義務の主体①(法人等)	・当該大学	・当該大学 ・共同研究先(他大学、民間企業等)	・委託先(民間企業等)	・補助先(民間企業等)	-	・共同研究先(他大学、民間企業等)	・当該高等専門学校	・当該高等専門学校	・委託先(民間企業等)	・補助先(民間企業等)	-	・共同研究先(大学、民間企業等)	・当該専修学校	・当該専修学校	・委託先(民間企業等)	・補助先(民間企業等)	-	・共同研究先(大学、民間企業等)	・当該公益法人	・当該公益法人	・委託先(民間企業等)	・補助先(民間企業等)			
☆適正管理義務の主体②(その他(個人))	-	・共同研究先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	・委託先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	・補助先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	・当該教員	・共同研究先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	-	・共同研究先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	・委託先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	・補助先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	・当該教員	・共同研究先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	-	・共同研究先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	・委託先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	・補助先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	・当該教員	・共同研究先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	-	・共同研究先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	・委託先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)	・補助先(大学に所属する教員、民間企業等の研究者等)			
改正規則案第19条第1項第1号イ(1)	○	○	○			○	○	○			○	○	○				○	○	○						
同(2)					○	○					○	○					○	○							
同(3)				○						○						○						○			
同(4)					<組織としての裏書きがない場合>	<組織としての裏書きがない場合>					<組織としての裏書きがない場合>	<組織としての裏書きがない場合>					<組織としての裏書きがない場合>	<組織としての裏書きがない場合>							

種別	高等教育機関				公益法人
	大学	高等専門学校	専修学校（専門課程）		
	<p>組織</p> <p>教員 〔本務教員の学歴（大学）：博士課程 54.4%、修士課程 21.5%、大学 18.1%（平成 28 年学校教員統計調査）〕 〔本務教員の学歴（短大）：博士課程 24.1%、修士課程 37.6%、大学 24.8%（平成 28 年学校教員統計調査）〕</p> <p>※本務教員＝当該学校に籍のある常勤教員（高等専門学校及び専修学校も同じ）</p>	<p>組織</p> <p>教員 〔本務教員の学歴：博士課程 62.3%、修士課程 28.7%、大学 6.3%（平成 28 年学校教員統計調査）〕</p>	<p>組織</p> <p>教員 〔本務教員の学歴：博士課程 2.7%、修士課程 7.6%、大学 34.7%、専修学校 42.7% ※専修学校全体の数値（平成 28 年学校教員統計調査）〕 専修学校全体の本務教員数（41,152 人）のうち専門課程の本務教員数（37,384 人）の割合：90.8%〕</p>		
<p>目的、授与する学位、教員の資格等</p>	<p>●学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> <p>第百四条 大学（専門職大学及び第百八条第二項の大学（以下この条において「短期大学」という。）を除く。以下この項及び第七項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、大学の学位を授与するものとする。 2 専門職大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職大学を卒業した者（第八十七条の二第一項の規定によりその課程を前期課程及び後期課程に区分している専門職大学にあつては、前期課程を修了した者を含む。）に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。 3 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、大学院（専門職大学院を除く。）の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。 4 大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、前項の規定により博士の学位を授与された</p>	<p>●大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十三条の二（略：学長の資格） （教授の資格） 第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、研究上の業績を有する者 二 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者 三 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者 四 大学において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者 五 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者 六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者 第十五条～第十七条（略：准教授、講師、助教、助手の資格）</p> <p>●学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百十五条 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。 2 高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> <p>第百二十一条 高等専門学校を卒業した者は、準学士と称することができる。 第百二十二条 高等専門学校を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。</p>	<p>●高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号） （校長の資格） 第十の三（略） （教授の資格） 第十一条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、高等専門学校における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。 一 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有する者 二 学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する業務についての実績を有する者 三 大学（短期大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校において教授、准教授又は専任の講師の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者 四 学校、研究所、試験所、調査所等に在職し、教育若しくは研究に関する実績を有する者又は工場その他の事業所に在職し、技術に関する業務についての実績を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者 六 前各号に掲げる者と同程度の能力を有すると文部科学大臣が認めたる者 第十二条～第十四条（略：准教授、講師、助教、助手の資格）</p> <p>●学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。 一 修業年限が一年以上であること。 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。</p> <p>第百二十七条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。 一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。 二 設置者（設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。）が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。 三 設置者が社会的信望を有すること。</p> <p>●専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号） （教員の資格） 第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準大学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 六 その他前各号に掲げる者と同程度以上の能力があると認められる者</p>	<p>●専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号） （教員の資格） 第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準大学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者 四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者 六 その他前各号に掲げる者と同程度以上の能力があると認められる者</p>	<p>●公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号） （公益認定の基準） 第五条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。 一 公益目的事業を行うことを主たる目的とするものであること。 二 公益目的事業を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有するものであること。 三 その事業を行うに当たり、社員、評議員、理事、監事、使用人その他の政令で定める当該法人の関係者に対し特別の利益を与えないものであること。 四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。 五 投機的な取引、高利の融資その他の事業であつて、公益法人の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないものであること。 六 その行う公益目的事業について、当該公益目的事業に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること。 七 公益目的事業以外の事業（以下「収益事業等」という。）を行う場合には、収益事業等を行うことによって公益目的事業の実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。 八 その事業活動を行うに当たり、第十五条に規定する公益目的事業比率が百分の五十以上となると見込まれるものであること。 九 その事業活動を行うに当たり、第十六条第二項に規定する遊休財産額が同条第一項の制限を超えないと見込まれるものであること。 十 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。 十一 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても、同様とする。 十二 会計監査人を置いているものであること。ただし、毎事業年度における当該法人の収益の額、費用及び損失の額その他の政令で定める勘定の額がいずれも政令で定める基</p>

	<p>者と同等以上の学力があると認める者に対し、博士の学位を授与することができる。</p> <p>5 短期大学（専門職短期大学を除く。以下この項において同じ。）は、文部科学大臣の定めるところにより、短期大学を卒業した者に対し、短期大学士の学位を授与するものとする。</p> <p>6 専門職短期大学は、文部科学大臣の定めるところにより、専門職短期大学を卒業した者に対し、文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。</p> <p>7 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、文部科学大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める学位を授与するものとする。</p> <p>一 短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業した者（専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）又はこれに準ずる者で、大学における一定の単位の修得又はこれに相当するものとして文部科学大臣の定める学習を行い、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認める者 学士</p> <p>二 学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものに置かれる課程で、大学又は大学院に相当する教育を行うと認めるものを修了した者 学士、修士又は博士</p> <p>8 学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。</p>				<p>第三条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。</p> <p>一 修業年限が四年以上であること。</p> <p>二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。</p> <p>表（略）</p> <p>三 体系的に教育課程が編成されていること。</p> <p>四 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。</p>		<p>準に達しない場合は、この限りでない。</p> <p>十三 その理事、監事及び評議員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めているものであること。</p> <p>十四 一般社団法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>イ 社員の資格の得喪に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないものであること。</p> <p>ロ 社員総会において行使できる議決権の数、議決権を行使することができる事項、議決権の行使の条件その他の社員の議決権に関する定款の定めがある場合には、その定めが次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>（1）社員の議決権に関して、当該法人の目的に照らし、不当に差別的な取扱いをしないものであること。</p> <p>（2）社員の議決権に関して、社員が当該法人に対して提供した金銭その他の財産の価額に応じて異なる取扱いを行わないものであること。</p> <p>ハ 理事会を置いているものであること。</p> <p>十五 他の団体の意思決定に関与することができる株式その他の内閣府令で定める財産を保有していないものであること。ただし、当該財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合は、この限りでない。</p> <p>十六 公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産があるときは、その旨並びにその維持及び処分の制限について、必要な事項を定款で定めているものであること。</p> <p>十七 第二十九条第一項若しくは第二項の規定による公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額（第三十条第二項に規定する公益目的取得財産残額をいう。）があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から一箇月以内に類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは次に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する旨を定款で定めているものであること。</p> <p>イ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人</p> <p>ロ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人</p> <p>ハ 更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項に規定する更生保護法人</p> <p>ニ 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人</p> <p>ホ 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人又は同条第三項に規定する大学共同利用機関法人</p> <p>ヘ 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人</p> <p>ト その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人</p> <p>十八 清算をする場合において残余財産を類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは前号イからトまでに掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させる旨を定款で定めているものであること。</p>
--	--	--	--	--	--	--	--